人事 院は、 般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号) に基づき、 人事 院規則九

七 (俸給 \mathcal{O} 特 別 調 整 額 \mathcal{O} 部改 Ē に関し次 の人事院規則を制定する。

令和二年一月七日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則九——七——六一

人事院規則 九 一七 (俸給の特別調整額) の — 部を改正する人事院規則

人事 院 |規則: 九 七 (俸給 の特 莂 調 整 額) \mathcal{O} 部を次のように改正する。

次の 表により、 改正後欄に 掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線

を付した部分がないものは、これを加え、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正

後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、 これを当該傍線を付した部分のように改める。

一~八 (略)	別表第一(第一条関係)	改正後
一 一 ~ 八 (略)	別表第一(第一条関係)	改正前

(施行期日)

附

則

1.1] →
十								事務局	組	九カジ
									織	ノ管理
(略)	に 限 る。	の定めるもの	企画官(人事院	限る。)	定めるものに	室長(人事院の	課長	部長	官	カジノ管理委員会
		もの	事院	·	のに	院の			職	
						二種		一種	区	
									分	
九 5 四 十 一										(新設)
略)										

この規則は、 公 布 の日から施行する。

(人事院規 則 五 七 の <u>ー</u> 部改正)

の 一 部を次のように改正する。 2

人事院規則一—

五

七

(復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則)

次の表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

七(俸給の特別調整額)別表第一の規定の	3 復興庁が廃止されるまでの間における規則九	2 (略)	第一条 (略)	規則の適用の特例)	(復興庁が廃止されるまでの間における人事院	改正後
七(俸給の特別調整額)別表第一の規定の	3 復興庁が廃止されるまでの間における規則九	2 (略)	第一条(略)	規則の適用の特例)	(復興庁が廃止されるまでの間における人事院	改正前

適用については、同表中

「十一 消費者庁

内部部局 組 織 審議官 企画官 室長 課長 官 限る。 定めるものに に限る。 の定めるもの (人事院の (人事院 職 二種 区 種 分

「十 消費者庁

適用については、

同表中

								1
							内部部局	組
							局	織
に限る。)	の定めるもの	企画官(人事院	限る。)	定めるものに	室長(人事院の	課長	審議官	官職
					二種		一種	区
								分

「十 消費者庁

とあるのは、

とあるのは、

 $\begin{bmatrix} -1 \\ -1 \end{bmatrix}$

消費者庁

__

置法	復興庁	組
平	厅 設	織
参事官	審議官	官
		職
	一種	区
		分

+ の 二

復興庁

							内部部局	組
							局	織
に限る。)	の定めるもの	企画官(人事院	限る。)	定めるものに	室長(人事院の	悪民	審議官	官職
					二種		一種	区
								分

置法		組
平	設	織
参事官	審議官	官
		職
	一種	区
		分

+ の 二								内部部局	組
復興庁								局	織
产	に限る。)	の定めるもの	企画官(人事院	限る。)	定めるものに	室長(人事院の	課長	審議官	官職
						二種		一種	区
									分

 部 を 助 け	しくは一	の全部若	どる職務	のつかさ	は当該職	する職又	項に規定	二条第一	号) 第十	百二十五	年法律第	成二十三
										に限る。)	の定めるもの	企画官(人事院
												 二 種
部を助け	しくは一	の全部若	どる職務	のつかさ	は当該職	する職又	項に規定	二条第一	号)第十	百二十五	年法律第	成二十三
										に限る。)	の定めるもの	企画官(人事院
												二種

4	ح								
(略)	とする。			復興局	組織	成される	職員で構	いている	る職に就
		参事官	次長	局長					
		四種	二種	一種					
1									
4	と								
(略)	とする。				組織	成される	職員で構	いている	一る職に就
	とする。	参事官	次長	復興局 局長	組織	成される	職員で構	いている	一る職に就
	とする。	参事官 四種	次長 二種		組織	成される	職員で構	いている	る職に就